

基本計画部会第2ワーキンググループ意見書
(素案)

基本計画部会第2ワーキンググループ意見書（素案）

平成22年 月 日
第2ワーキンググループ座長 阿藤誠

「平成21年度統計法施行状況報告」のうち、人口・社会統計関連部分について検討した結果は以下のとおりである。

1 検討内容

(1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係を詳細に分析するための関連統計の整備

人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進
企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

(2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たに整備すべき統計や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

2 意見

(1) 審議の結果、当ワーキンググループでは、上記1(1)及びの2点について意見書を取りまとめることとした（詳細は別添1及び2参照）。

(2) なお、上記1(1)については、関係機関において基本計画に示した方向性に、概ね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

(別添1)

1 意見の対象とした施策

就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係を把握するための関連統計整備

2 施策の施行状況

(1) 「雇用失業統計研究会」において、就業と結婚等に関連する項目に関してより詳しく分析するために必要な集計事項について検討。

(2) 「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、関連統計における就業と結婚等に関連する必要な調査事項の追加等を検討。

3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

(1) 我が国の雇用者数に占める非正規労働者の割合は増加傾向。非正規労働者は、正規労働者に比べて家族形成やキャリア形成に困難を抱えるケースが多いため、結果として少子化に拍車。

(2) 企業による中核的人材の絞り込みにより、正規労働者においては、長時間労働が顕著。また、女性の就業意欲拡大等により、女性労働者も仕事と家庭の両立が困難化。これらも未婚化・非婚化につながり、少子化の大きな原因。

(3) 現状では、このようなワークライフバランスを取り巻く状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための関連統計の整備が不十分。なお、関連調査統計として、厚生労働省の縦断調査、出生動向基本調査が存在するが、小標本ゆえに地域別の実態を明らかにするには限界。

4 取り組むべき統計整備の方向性

(1) ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働統計に関する関係府省共同の検討会(研究会)を設置し、以下の取組を実施することが必要。

雇用・労働に関する世帯及び事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の非正規雇用関係統計と結婚・家族形成関係統計を整理して体系的に整備

(2) 既存のワークライフバランス関係統計を充実するため、以下の取組が必要。
就業構造基本調査の調査項目に、「前の仕事を辞めた時期」と並んで、「結婚時期」「末子出生時期」「育児休業の利用の有無」「保育サービスの利用の有無」などの結婚・出産・子育て関連の項目を追加
あるいは、就業歴(就業・離職・再就職)と、結婚・出産・子育て(育児休業・保育サービスの利用等を含む)との関係を明らかにする大規模統計の整備

(別添2)

1 意見の対象とした施策

非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

2 施策の施行状況

(1) 「雇用失業統計研究会」において、以下の検討を実施。

「雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施し、雇用者の雇用契約等の実態、雇用契約期間に関する理解度等を把握

ILOの労働時間の測定に関する決議を踏まえ、年間総実労働時間の推計方法について検討を実施

(2) 「厚生労働統計の整備に関する検討会」において、以下の検討を実施。

既存統計調査で把握している非正規雇用関連調査項目を整理

非正規雇用の雇用形態、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握可能かどうかについて検討を開始

3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

(1) 我が国の雇用環境は、厳しい状況になっており、雇用格差問題(雇用条件の待遇均等・均衡問題、ワーキング・プア問題等)が社会問題化。このため、効果的な雇用政策を実施するためには、雇用形態別の雇用者数の推移やそれぞれの間の賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠。

(2) しかしながら、総務省及び厚生労働省で実施している労働関連統計調査に関しては、世帯サイドから把握するデータと事業所サイドから把握するデータの間には相違が散見。雇用形態間の格差実態を把握するためには、これらのデータの概念や把握方法の相違を明確に示すことが必要。

(3) 非正規雇用については、雇用構造調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、雇用動向調査により、その詳細を把握しているが、各統計の相互の連携を意識した体系的な整理・統合が不十分。

4 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で非正規雇用に関する所管統計調査の集計結果分析等を実施することが必要。特に、以下のような検討が重要。

非正規雇用の雇用形態別雇用者数、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査について、調査の内容や実施時期等について検討

労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換、賃金・所得の変化や不本意非正規雇用者が継続的に把握できるような統計整備の検討